

「特別警報」発表時における対応について

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、現象の種類によって以下の8種類の「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。「直ちに命を守る最善行動」として位置づけられています。

特別警報発表時における本校の対応は下記のとおりです。

特別警報の種類
暴風、暴風雪、大雪、波浪、大雨、氾濫、土砂災害、高潮

対象となる地域
岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町 上記いずれかの市町

1 登校する前に特別警報が発表された場合

休校とします。

2 登校途中で特別警報が発表された場合

原則、自宅へ帰ることとします。

※ただし、学校の近くまで来ていた場合は無理に帰宅せず学校まで登校させてください。

3 在校中に特別警報が発表された場合

校内待機とします。

(保護者が迎えに来た場合は、下校することができます。)

※下校する場合は「幼児児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード」により引き渡しを行います。

※メール配信を行いますが、甚大な被害が生じた場合は連絡ができない場合があります。

- ・特別警報が発表されていなくても、その他の警報発表が継続される場合があります。各家庭で情報を収集して、危険があると判断した場合は、保護者の判断で自宅待機あるいは避難所への避難をしてください。
- ・甚大な被害が生じた場合は、メールやFAX、電話が使用できないことが想定されます。日頃から各家庭で災害時の待ち合わせ場所などについて話し合っておいてください。